

第 29 号議案 加東市東条西ふれあい館条例に対する修正案

第 29 号議案 加東市東条西ふれあい館条例の一部を次のとおり修正する。

第 5 条第 3 項中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とする。

第 29 号議案 加東市東条西ふれあい館条例に対する修正案 新旧対照表

修正前	修正後
<p>(施設の使用許可) 第 5 条 (略) 2 (略) 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を許可しない。 (1)～(4) (略) <u>(5) 政党その他の政治団体等又は宗教の勧誘活動を行うとき。</u> <u>(6) 運動競技に使用するとき。</u> <u>(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき。</u></p>	<p>(施設の使用許可) 第 5 条 (略) 2 (略) 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を許可しない。 (1)～(4) (略) _____ _____ <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき。</u></p>